

商工会議所法（昭和 28 年 8 月 1 日 法律第 143 号）抜粋

最終改正：平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号

（定義）

第 7 条 この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、会社及び相互会社をいう。

2 この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第 26 条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで 6 月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者
- 二 基準日における資本金額又は払込済出資総額が 300 万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、300 万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

（法定台帳の作成）

第 10 条 商工会議所は、成立の日から 1 年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工会議所の申請に基いて、前項に規定する期間の延長をすることができる。
- 3 経済産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。
- 4 商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から 6 ヶ月以内に、第 1 項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

- 6 商工会議所は、第 1 項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知ったときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。
- 7 特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。
- 8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(法定台帳の運用及び管理)

- 第 11 条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。
- 2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
 - 3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(負担金)

- 第 12 条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。
- 2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

* 第 12 条第 1 項の「経済産業大臣の許可」は、商工会議所法施行令第 7 条などにより新宮市長に委任。

商工会議所法施行令（昭和 28 年 9 月 30 日政令第 315 号）抜粋

最終改正：平成 16 年 5 月 26 日政令第 178 号

（法定台帳の登録事項）

第 1 条 商工会議所法（以下「法」という。）第 10 条第 1 項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 2 事業の種類
- 3 事業の開始の年月
- 4 その商工会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）の名称、所在地及び管理者の氏名
- 5 その商工会議所の地区内の営業所等の事業の内容及び最近 1 年間における売上高
- 6 法第 7 条第 2 項第 1 号に規定する従業員の数又は同項第 2 号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額

（特定商工業者の届出事項）

第 2 条 法第 10 条第 7 項の政令で定める事項は、前条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項とする。